



埼玉県報

第 2 4 5 6 号
平成 2 5 年 1 月 8 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [デジタルX線撮影装置に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [春日部都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [新座都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [志多見土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [人間第一用水土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画下水道の変更\(都市計画課\)](#)
- [汎用型地図システム用サーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県規則第77号中訂正\(水環境課\)](#)

告 示

埼玉県告示第十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人トータルファミリーサポートあゆみ

三 代表者の氏名

藤原 弓美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷六百六十二番地八

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害児（者）・高齢者・精神障害者に対し居宅介護事業を行うことを通じ、地域福祉推進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、居宅において介護が必要な障害児（者）及び高齢者に対する介護サービスの提供並びに障害児（者）に対する相談支援を行うことを通じ、地域福祉推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

デジタルX線撮影装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年3月25日(月)

(4) 納入場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 原 電話048-830-5780(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年2月21日(木)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年2月20日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年2月20日(水)午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札執行課 平成25年2月21日(木)午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年2月6日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年1月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

1 Set of X-Ray Diffractometer

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Enforcement Division,
General Affairs Department
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Thursday, February 21, 2013 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (to be sent by registered mail only):

Address: Procurement and Contract Consultation,
Bidding Enforcement Division,
General Affairs Department
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By registered mail: Wednesday, February 20, 2013 5:00 p.m.

In person: Wednesday, February 20, 2013 5:00 p.m.

告 示

埼玉県告示第二十一号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十五年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二十二号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十五年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、志多見土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年一月八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	松本正行	埼玉県加須市阿良川三百八十八番地二
同	早川初男	同 平永八百二十三番地一
同	熊倉朝定	同 串作七十二番地
同	埜本正美	同 志多見千六十六番地
同	鈴木茂夫	同 八百七十二番地
同	新井圭子	同 千五百三十四番地
同	長濱英男	同 平永二百六十二番地一
同	赤坂忠男	同 阿良川六百三十三番地一
同	江原美智子	同 串作六百三十四番地一
監事	松村晃明	同 阿良川九百四十二番地
同	若旅一雄	同 平永四百五十四番地一
同	天海静雄	同 志多見千七百七十四番地二
同	田島重次	同 串作九百五番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	松本正行	埼玉県加須市阿良川三百八十八番地二
同	正能武夫	同 志多見五百七十七番地
同	町田文男	同 串作五百九十二番地一
同	早川初男	同 平永八百二十三番地一
同	松村昇	同 志多見三百二十一番地一
同	太田原郁夫	同 二千二百三十三番地
同	長沼初太郎	同 平永千七十番地一
同	松村晃明	同 阿良川九百四十二番地
同	田島幸夫	同 串作千六十九番地二
監事	小峰昭夫	同 阿良川八百十八番地一

同 同 監事

矢 襟 田
澤 川 沼
照 昭
男 雄 章

同 同 埼玉県加須市串作二百七十七番地二
同 同 志多見八百四十八番地一
平永二百七十六番地

告 示

埼玉県告示第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年十二月二十一日認可した。

平成二十五年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

入間第一用水土地改良区

二 事務所の所在地

入間郡毛呂山町

告 示

埼玉県告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	飯能
市町村名	飯能市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	平成二十五年 二月七日午後 二時三十分か ら
場 所	飯能市富士見 地区行政セン ター一階集會 室（埼玉県飯 能市大字双柳 一番地の十 六）
公述申出書 提出期間	平成二十五年 一月八日から 平成二十五年 一月二十三日 まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、飯能市建 設部都市計画 課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十五年 一月八日から 平成二十五年 一月二十三日 まで
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能市土整備事 務所、飯能市 建設部都市計 画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	春日部	
市町村名	春日部市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 二月八日午後 二時三十分か ら
	場 所	春日部市市民 活動センター (ぼぼら春日 部)会議室1、 2(埼玉県春日 部市南一丁 目一番七号)
公述申出書	提出期間	平成二十五年 一月八日から 平成二十五年 一月二十三日 まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、春日部市 都市整備部都 市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 一月八日から 平成二十五年 一月二十三日 まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県越 谷県土整備事 務所、春日部 市都市整備部 都市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 四八 八三 五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	蕨	
市町村名	蕨市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 一月三十一日 午後二時三十分から
	場 所	蕨市中央公民館一階集会室（埼玉県蕨市中央四丁目二十一番二十九号）
公述申出書	提出期間	平成二十五年 一月八日から 平成二十五年 一月二十三日 まで
	提 出 先	埼玉県都市整備部都市計画課、蕨市都市整備部まちづくり推進室
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 一月八日から 平成二十五年 一月二十三日 まで
	閲覧場所	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、蕨市都市整備部まちづくり推進室

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	坂戸	
市町村名	坂戸市 鶴ヶ島市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 二月六日午後 二時三十分か ら
	場 所	坂戸市役所二 一会議室 (埼玉県坂戸 市千代田一丁 目一番一号)
公述申出書	提出期間	平成二十五年 一月八日から 平成二十五年 一月二十三日 まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、坂戸市都 市整備部都市 計画課、鶴ヶ 島市都市整備 部都市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 一月八日から 平成二十五年 一月二十三日 まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、坂戸市 都市整備部都 市計画課、鶴 ヶ島市都市整 備部都市計画 課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五四五八

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課（川越市においては上下水道局事業推進部下水計画課）

番号	一	
都市計画 区域名	坂戸 川越	
市町村名	坂戸市 鶴ヶ島市 川越市	
都市計画の 種類及び名称	「下水道」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 二月六日午後 二時三十分か ら
	場 所	坂戸市役所二 一会議室 (埼玉県坂戸 市千代田一丁 目一番一号)
公述申出書	提出期間	平成二十五年 一月八日から 平成二十五年 一月二十三日 まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、坂戸市都 市整備部都市 計画課、鶴ヶ 島市都市整備 部都市計画 課、川越市上 水道局事業 推進部下水計 画課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 一月八日から 平成二十五年 一月二十三日 まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、川越県 土整備事務 所、坂戸市都 市整備部都市 計画課、鶴ヶ 島市都市整備 部都市計画 課、川越市上 水道局事業 推進部下水計 画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年一月八日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
汎用型地図システム用サーバ機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年11月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝5丁目29番11号
- 5 落札金額
123,489,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年10月2日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月二十五日

指令川建セ第二四〇〇六〇〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十六日

川建セ第二四〇〇九二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字今宿字五二六番一、五二六番二、五二六番三、五二六

番四、五二六番七、五二六番八、五二六番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西四丁目九番地二

株式会社セキ薬品 代表取締役 関 伸治

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年六月十四日

指令川建セ第二三 六七一号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十六日

川建セ第二四 八八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字大門前三三八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都板橋区中台一丁目五 番五号

君嶋 美奈子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月十九日

指令川建セ第二四〇〇六二〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十七日

川建セ第二四 九〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字長谷字十七ノ谷一七五七番一四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘三丁目二四番3 205号 グランシャリオ

田島 恒平

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月二十四日

指令川建セ第二四 五二 号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十八日

川建セ第二四 九一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字西荒井七四七番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目一番地一号 B102

有賀 義信

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年十二月二十日

指令越建セ第二四〇〇一七一号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十八日

越建セ第四九六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼三百五十二番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼三百五十二番地一

岸 利修

正 誤

埼玉県規則第七十七号（平成二十四年十二月二十五日第二千四百五十三号）中訂正

ページ 行

一 二十三及び三十四

誤

鶴ヶ島市

正

鶴ヶ島市